

ユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金交付要綱

30 公東観コ誘41号

平成30年4月1日制定

(通則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施するユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、東京都内に所在するユニークベニュー施設の機能強化につながる設備の導入等を支援することで、施設の受入環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) M I C E

企業系会議（M: Meeting）、企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）、国際会議（C: Convention）、展示会・見本市・イベント等（E: Exhibition/Event）の総称をいう。

ア 企業系会議（M: Meeting）

複数の海外拠点をもつ国内の企業等が、海外複数拠点の管理者や従業員を呼び寄せ合う会議

イ 企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）

複数の海外拠点を有する国内の企業等が、社員・代理店の表彰、顧客の招待、従業員の研修を目的に、海外複数拠点から対象者を呼び寄せ実施する報奨・研修旅行

ウ 国際会議（C: Convention）

国家機関、国際機関・団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体や協会等が主催又は後援する会議

エ 展示会・見本市・イベント等（E: Exhibition/Event）

国家機関、国際機関、団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体や協会等が主催又は後援する展示会、見本市、国際会議に付随するイベント等

(2) ユニークベニュー施設

以下の要件を全て満たす施設をいう。

ア 歴史的建造物や文化施設、公的空間等で、会議やレセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場で、具体的には以下のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 博物館等に相当する施設（美術館、科学館、植物園や水族館等）

(イ) 歴史的に価値の高い建造物

(ウ) 庭園

(エ) その他、ユニークさが認められる施設（商店街等を含む）

*歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの施設に関する調査研究を目的とする機関

なお、ホテル内の宴会場やバンケット施設など、会議場、セミナー又はレセプションでの利用を目的としている又は前提としている施設は除く。ただし歴史的・文化的な価値がある場合はこの限りではない。

イ 50名以上が立食できるスペースを有していること。

（助成金交付対象者）

第4条 助成金交付対象者は次のとおりとする。

（1）助成金の交付対象者（以下「助成事業者」という。）は第5条に定める施設で、第6条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。

（2）都内に所在するユニークベニュー施設の所有者又は管理運営者等で、次の要件を全て満たす者とする。

ア 法人格を有し、3回以上決算を行っていること。

イ 東京都監理団体でないこと。

ウ 応募する時点において、法令等に違反する事実がないこと。

エ 事業税その他租税の未申告又は滞納がないこと。

オ 公的機関等との契約における違反がないこと。

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人でないこと。

キ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする法人でないこと。

ク 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。法人の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員に、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するものがないこと。

（3）助成の条件として、次の取組を行うこととする。

ア 東京都及び東京観光財団が行うユニークベニューのPR事業への協力

イ 都内の観光情報の発信

周辺エリアの紹介パンフレット作成、デジタルサイネージでの観光コンテンツの放映、当該施設ウェブサイトでの観光情報の紹介、財団が行う観光情報発信への協力など

（助成金交付対象施設）

第5条 助成金の交付の対象となる施設（以下「助成対象施設」という。）は、第3条第1項第2号に規定するユニークベニュー施設のうち、東京都内に所在するもので、以下の要件をいずれも満たすものとする。

（1）神社仏閣等、宗教施設でないもの。

（2）都立施設でないもの。

（助成金交付対象事業等）

第6条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、助成事業者が新たに取り組む別表1-1の助成事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、助成金の交付の対象として必要かつ適

当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

なお、助成事業は交付決定日以降に開始し、原則、平成 31 年 2 月 28 日までに完了するものとする。

2 助成対象経費は、別表 1－1 の助成対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表 1－1 の助成対象外経費の欄に掲げる経費については、助成金の交付対象にしないものとする。

（助成金の額）

第 7 条 助成金の額は、別表 1－2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（助成金の経理等）

第 8 条 助成事業者は、助成事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

（検査等）

第 9 条 理事長は、助成事業者に対し助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

2 理事長は、助成事業中及び完了後においても、助成事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該助成事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

（助成事業の公表と成果の発表）

第 10 条 理事長は、助成事業者の名称・代表者名を公表することができる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成事業者に発表させることができるものとする。

（都との情報共有）

第 11 条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1－1（ユニークベニュー施設の受入環境整備に係る助成事業及び助成対象経費等）

助成事業	助成対象者が助成対象施設において実施する以下の事業 1. 防音機能の強化に向けた事業 (1) 指向性スピーカーの設置 (2) 防音設備（防音壁等）の設置 2. 会場設備機能の強化に向けた事業 (1) 電源設備の設置 (2) 照明設備（屋外照明等）の設置 (3) 給排水設備（簡易厨房等）の設置 (4) 暗幕／パーティションの設置 3. その他機能の強化に向けた事業 (1) 施設利用案内冊子／ウェブサイト等の多言語化* (2) 無線 LAN の設置** 4. その他、理事長がユニークベニュー施設の受入環境整備のために必要と認める事業
助成対象経費	上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。 ・ 機器/備品購入費、設置工事費（レンタル機器に係る経費を除く）、機器の設置に伴う改修工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費等 ただし、以下は助成対象経費から控除する。 ・ 寄付金や広告収入
助成対象外経費	・ 本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 ・ 経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等） ・ 事業目的に照らして直接関係しない経費や助成金の交付に関して適切ではない経費 ・ 消費税及び地方消費税相当額 ・ 他の助成金等の助成制度の対象となった経費

* 施設利用案内冊子及びウェブサイトは、Unique Venue と明確に記載してある等、ユニークベニュー施設として使用するためと明確に証明できるものに限る。

**無線 LAN は、ユニークベニュー施設として使用する範囲内に設置するものとする。また、整備する施設等で参加者が同時接続可能でストレスなく利用でき、セキュリティ対策が確保されていること、高速かつ安定した環境とすることを前提とする。

別表 1－2（ユニークベニュー施設の受入環境整備に係る助成金の額）

財団が助成事業者に交付する助成金の額は、次に掲げる額とする。

- 1 助成率
 - 1 施設当たりの助成対象経費の 2 分の 1 以内
- 2 助成限度額
 - 1 施設当たり、5,000 千円